

事、

互ノ心違中
少モ相違カ
アラズ

一遠國御座候共、（紙繼目）之心中少も不可有相違候、自然いり躰之者御半之儀申候共、不可有承引候、其上承候所をい速尋可申候、又可承候、さゝとる儀よて無之所い、（紙繼目）不及申候、少もいとある儀をい右申分則可申入候事、

秀元ニ對
心無二ノ
底チ存ス

一乍勿論、我等事對御方無二之心底候、其所更々不及申候事、

輝元ヨリ
秀元ヘノ
書

一三〇四

毛利宗瑞元輝覺書案

（端裏書）

「宗瑞様より秀元様へ以御箇条被仰候御扣」

一萬事兩人可被仰談事、

一重疊申候上衆へ之儀、連々之御心持專一候事、

一秀就儀、御下りらへ、御方頼入候間、以御才覺御引を茂く、我等への御届

此儀とるへき事、

上衆ニ對
スル心持
ナス一ト
秀就ノ輔
翼チ依頼

互ニ疎意
アラズ
ラズ

幕府ノ情
報チ忘ル
ムナカラシ

一遠國候共、心底申談所、毛頭疎意存まゝ候事、

一御前之趣、よく御聞合候て、何事も繼夜を日可承事、

一眞作差上を候、無調法候間、よくく趣被仰聞可給候、委細眞作可申候

事、

以上

六月廿八

（輝元）
御判

一三〇五

毛利秀元自筆覺書

（端裏書）

「宗瑞様より秀元様へ被仰上候御ケ条」

覺

一御公儀向之事、

付、公儀御使仕者之事

一萬御法度之事、

秀元ヨリ
輝元ヘノ
書

土井利勝
ト對談
簡條并
返狀ニ

永井直勝
同尙政ヘ
書物内見
ノ事

作事出來
ノ寄衆ヘ
振舞

就隆室江
戸下向ノ
事

毛利家文書之四

(土井利勝)

一大炊殿へ對談仕候ケ条、并彼返狀懸御目之事、

一御仕組被成様之事、

一御年頭御歳暮之事、

付、御使り之事、

(永井直勝)

一永右近殿、同信州へ御書物被成御見可然之由、
(尙政) 長門様も御意之事、
(秀就)

一爰元御音信之事、

一御作事大りと出來申候事、

一御年寄衆へ御振舞之事、

一御茶入之事、

一日向殿内儀爰元下之事、
(就隆)

以上

七月十一日

(井原元以)
井加

(秀元)
甲斐守

二二二

一三〇六 毛利秀元自筆覺書

覺

一此中何篇用捨之由申上候、内意井加存之事、
(穴戸廣匡)

一完雲州子共達之事、
(細川宮内少輔)

一細宮内手前之事、

一彦四郎之事、

一三浦兵庫書物之事、
(元忠)

一去年之者共之事、

一三人之者跡目之事、

以上

七月十一日

井加

甲斐守

毛利家文書之四

二二三